

橋本市告示第 107 号

橋本市空家等対策推進助成金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 4 月 23 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市空家等対策推進助成金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市空家等対策推進助成金交付要綱(令和2年橋本市告示第38号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(空家等の要件)</p> <p>第2条 市長は、除却される空家等が次の各号の全てに該当する場合に限り助成するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該建物の除却の権原を有する者が法第22条第3項の規定に基づく<u>命令</u>の対象となっていないこと。</p>	<p>(空家等の要件)</p> <p>第2条 市長は、除却される空家等が次の各号の全てに該当する場合に限り助成するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該建物の除却の権原を有する者が法第22条第1項の規定に基づく<u>助言又は指導</u>の対象となっていないこと。</p>

附 則

この告示は、令和6年4月23日から施行する。